

広島県告示第千二百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の土地を保安施設地区予定地にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年十二月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱三十二号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

広島市安佐北区安佐町大字小河内字松郷山三五二五から三五二九まで、三六〇〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

四 指定の有効期間

七年

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）